

新型コロナウイルス感染症に関する 事業者向け各種支援施策のご案内

新型コロナウイルス感染拡大は、我が国のみならず世界の社会・経済に深刻な影響をもたらしています。

感染拡大により、インバウンドの減少やサプライチェーンの停滞にとどまらず、「イベント中止」や「学校一斉休校」による市民生活や企業活動の自粛・制限等が実体経済に打撃を与えています。収束の見通しが見えない中、世界経済に大きな不安と不透明感をもたらしています。

足元では、さまざまな活動の自粛により、宿泊やイベント、飲食店における相次ぐ予約キャンセルによる「大幅な売上減少」、感染予防のための営業時間、勤務時間の調整や一斉休校（3月時点）による保護者の休業などによる「業務への支障」など、あらゆる業種・業態の中小企

業・小規模事業者が影響を受け、地域経済への影響も深刻化しています。

当所では、1月30日に特別相談窓口を開設したほか、3月23日には事業者の皆様にはワンストップで各種支援施策の情報提供や相談に対応できるよう、国、県、市、日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会と連携し「共同相談窓口」を開設し、支援体制の強化を図っております。

当所としては、会員事業者の皆様の声聞き、要望を受け止め、支援情報の迅速かつ正確な提供、個々の事業者の悩みや課題に寄り添った支援に努めてまいります。

本号では、主だった支援策をご紹介します。

新型コロナウイルス対策 事業者向け「共同相談窓口」 (表紙裏の情報もご参照ください)

新型コロナウイルスの感染拡大傾向が続くなかで、国・県・市から日々新しい施策が打ち出されています。そこで、事業者の皆様にはワンストップで各種支援施策（資金繰り・融資、雇用調整助成金、各種補助金など）について、迅速かつ正確な情報提供や相談、申請手続き等の支援を実施するため、関係機関が相互に連携し、共同相談窓口を開設しております。

■開設時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00

■開設場所 福岡商工会議所内 会議室

■関係機関 九州経済産業局、福岡労働局、福岡県、福岡市、日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会、福岡商工会議所

福岡ホームページ新型コロナウイルスに関する支援情報について
<https://www.fukunet.or.jp/keieisodan/coronavirus/>



※福岡商工会議所では、4月4日（土）から、土日も「経営相談窓口」で相談を受付いたします。

■開設期間 4月4日（土）～当面の間

■時間 9:00~17:00

■場所 福岡商工会議所内 会議室

新型コロナウイルス感染症に関連した緊急販路開拓支援 「BM SOSモール」

ザ・ビジネスモールでは、新型コロナウイルス関連により経済的に打撃を受けている中小企業の販路開拓を支援するために「BM SOSモール」を開設しております。

■開設期間 3月11日（水）～5月31日（日）（予定）

※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。

<https://s.b-mall.ne.jp/sos/search>



1. 資金繰りに関する支援

日本政策金融公庫、福岡市及び福岡県で準備されている新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等に対する特別融資をご紹介します。

日本政策金融公庫

(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

業況が悪化した事業者（フリーランスも含む）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ。

■融資限度額（別枠）：中小事業3億円、
国民事業6,000万円

*特別利子補給制度

上記「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を受けた中小事業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給がおこなわれます。

■補給対象上限：中小事業1億円、
国民事業3,000万円

(2) 新型コロナウイルス対策マル経

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、通常のマル経融資とは別枠で融資をおこない、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ。

■融資限度額（別枠）：1,000万円



※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html



福岡市

経営安定化特別資金（特例枠）

(1) セーフティネット保証4号

（新型コロナウイルス感染症）の場合

福岡市内の事業者で新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月の売上高が前年同月と比較して20%以上減少が見込まれる方

■本資金のポイント

- ①保証料が不要（福岡市負担）で1.3% 利子負担のみで借り入れが可能。通常は保証料を入れると2.1%

- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全ての業種が対象
③最大2年間まで元金の据え置きが可能（毎月返済時は利息だけの支払いとなる）
④通常の保証限度枠とは別枠で1億円の申し込みが可能（保証人不要）

融資限度額	融資期間	融資利率	保証利率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.00%

(2) 危機関連保証制度

福岡市内の事業者で新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2か月の売上高が前年同月と比較して15%以上減少が見込まれる方

■本資金のポイント（セーフティネット保証4号との違い）

- ①売上高の比較において、15%以上の減少となる場合に

認定申請が可能（4号は20%以上）

- ②通常の保証限度枠及びセーフティネット保証4号などの保証限度枠とは別枠で、1億円の申し込みが可能

融資限度額	融資期間	融資利率	保証利率
1億円	10年以内 (うち据置2年以内)	1.3%	0.00%

（セーフティネット保証・危機関連保証の認定について）

- 認定場所：福岡市中小企業サポートセンター（福岡市経営支援課）
福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号
福岡商工会議所ビル2F
TEL：092-441-2171

※事業所所在地の市町村で認定を受けることとなります。
※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html>



※前年実績の無い創業者や、前年以降店舗や業容拡大してきた事業者の方についても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合には、認定基準の運用が緩和されています。
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>



福岡県

緊急経済対策資金

福岡県においても、セーフティネット保証、危機関連保証の認定を受けた方がご利用いただける特別融資があります。

詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r1yuushiseidoannnai.html>



2. 従業員の雇用維持等に関する支援

雇用調整助成金をはじめ、小学校等の臨時休業に伴う支援、テレワーク導入助成金をご紹介します。

▶雇用調整助成金

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
■助成率：大企業1/2、中小企業2/3
■支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



▶小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休暇に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金です。

- 支給額：休暇中に支払った賃金相当額×10/10
（日額上限8,330円）

※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



▶時間外労働等改善助成金(テレワークコース)

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入する中小企業事業主に対する助成金。

- 対象：労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること
- 支給額：1/2(1企業当たりの上限額：100万円)

※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html



3. 各種補助金の活用に関する支援

国の生産性革命推進事業において、人手不足等の構造化や働き方改革、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応するため、設備投資、IT導入、販路開拓など生産性向上に取り組む事業者向けの補助金が準

備されています。なお、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者は、補助金の採択審査上加点されます。

(注) 採択された場合の補助金の支払について

補助事業の実施に必要な経費は、採択を受けた事業者が一旦立替えて支出する必要があります。事業終了後に事業報告等、必要な手続きを経て補助金が支払われます(精算払)のでご注意ください。

▶小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援する補助金です。

- 対象：小規模事業者等
- 補助上限：原則50万円
- 補助率：2/3
- 申込期限：6月5日(金)当日消印有効(第2回締切)。以降は4か月ごとに申込締切予定。

■留意事項

申込みにあたり、補助金申請者が所在する地区の商工会議所・商工会で書類確認作業が必要なため、締切日まで余裕を持った日程(締切1週間前までに)で、商工会・商工会議所にご相談ください。

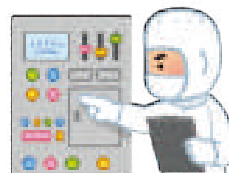
※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
<https://r1.jizokukahojokin.info/>



▶ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する補助金です。

- 対象：中小企業・小規模事業者等
- 補助上限：原則1,000万円
- 補助率：中小企業1/2、小規模事業者2/3
- 申込期限：5月頃(2次締切)。以降は3か月ごとに申込締切予定。



※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono-0326koubo20200310.html>



▶IT導入補助金

事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援する補助金です。

- 対象：中小企業・小規模事業者等
- 補助額：A類型30万円～150万円未満
※B類型については、次回以降の公募にて受付実施予定
- 補助率：1/2以内
- 申込期限：6月頃(第2次締切)。以降は3か月ごとに申込締切予定。



※詳細については、下記ホームページでご確認いただけます。
<https://www.it-hojo.jp/>



《保存版》

福岡
商工会議所の

無料経営相談窓口

秘密
厳守



ご不明な点は、**経営相談部 地域支援第一グループ・第二グループ TEL 092-441-2161・2162**まで、お気軽にお尋ねください。

ご相談の内容	ご相談担当者	開 設 日					開設時間 (昼休み 12:00～13:00)	予約	場所	予約TEL お問い合わせ (市外局番092)	
		月	火	水	木	金					
金融(融資)	セーフティネット認定窓口 福岡市窓口 TEL 092-441-2171	○	○	○	○	○	9:00～16:30※1	随時	商工会議所 2階	福岡市窓口 441-2171	
まず、相談したい ◎公的融資制度 ◎創業資金 ◎その他経営全般(創業、経営革新など)	商工会議所経営指導員	○	○	○	○	○	9:00～17:00※1			予約制	経営相談部 地域支援 第一グループ 441-2161 (東・博多・南区) 地域支援 第二グループ 441-2162 (中央・城南・早良・西区)
経 営 (創業・経営革新、経営全般等)	中小企業診断士	○	○	○	○	○	9:30～17:00	予約制			経営相談部 地域支援 第一グループ 441-2161 (東・博多・南区) 地域支援 第二グループ 441-2162 (中央・城南・早良・西区)
税務・財務	税 理 士		○				9:30～17:00				
販売戦略・販売促進	中小企業診断士			○			9:30～17:00				
雇用・労務 ◎就業規則、従業員の雇用 ◎雇用に関する助成金 など	社会保険労務士※2				○		9:30～17:00				
人材確保	キャリアコンサルタント				○ 第3	○ 第1	10:00～16:00				
事業に関する 法 律	弁 護 士		○			○	10:00～16:00				
経営安定 (倒産防止)	中小企業診断士				○ 第4		13:00～16:00				
店舗改装	商品装飾展示技能士	毎月1回(不定期)					10:00～16:00				
IT相談	ITインストラクター		○ 第1 第3				10:00～16:00				
SEO対策 Web集客	SEO・SEMコンサルタント			○ 第2 第4			10:00～16:00				
企業再生 (事業存続)	福岡県中小企業 再生支援協議会	○	○	○	○	○	9:00～17:00	予約制	商工会議所 9階	福岡県中小企業 再生支援協議会 441-1221	
事業承継 相談	親族・ 従業員 承継	○	○	○	○	○	9:00～17:00		商工会議所 8階	福岡県事業承継 支援ネットワーク 409-0022	
	第3者 承継	○	○	○	○	○	9:00～17:00		商工会議所 8階	福岡県事業引継ぎ 支援センター 441-6922	
経営改善計画	福岡県 経営改善支援センター	○	○	○	○	○	9:00～17:00		商工会議所 7階	福岡県 経営改善支援センター 441-1234	
BCP	BCPに対応可能な専門家 社労士・中小企業診断士 など	要相談							商工会議所 2階	経営相談部 地域支援第一・第二グループ 441-2161 441-2162	
暴排相談窓口	暴力団など、反社会的勢力とのトラブルについて 初期対応の方法などのご相談に応じます。								商工会議所 6階	暴排相談窓口 441-1245	

※1…随時の相談窓口は、昼休み(12:00～13:00)もご相談を承ります。

※2…従業員雇用・労務管理などの問題に対応する窓口です。
(従業員個人の相談は対象外となりますのでご注意ください)

- 予約不要の窓口につきましては、混雑している際にはお待ち頂く場合があります。ご了承ください。
- 中小事業者と創業予定の方の、事業に関するご相談のみ承ります。
- 臨時にお休みを頂くことがございます。詳しくは右記連絡先までお尋ねください。
- ご予約後のキャンセル等は、事前にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。

●左のキリトリ線で切ってお使いください。

相談場所

福岡商工会議所、福岡市中小企業サポートセンター
福岡市博多区博多駅前2丁目9-28 商工会議所ビル2階

お問い合わせ

福岡商工会議所 経営相談部
地域支援第一グループ(東・博多・南区)TEL:092-441-2161
地域支援第二グループ(中央・城南・早良・西区)TEL:092-441-2162